

「淡海子ども・若者プラン」数値目標の進捗状況

指 標	指標の概要	指標選定の考え方(指標とした理由)	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	目標 令和6年度	所 管	備考
<b>基本施策① 社会全体で子育て・子育てを応援</b>												
1	家庭教育支援チームを組織する市町数	家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	6市町	7市町					12市町	教委・生涯学習課	
2	放課後等デイサービス事業所数	放課後等デイサービス事業所の数	2,187人 [平成31年3月サービス提供分]	2,318人 [令和2年3月サービス提供分]	2,668人 [令和3年3月サービス提供分]					滋賀県障害者プランによる (2,625人令和2年度)	障害福祉課	
3	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合 (特別支援学級および特別支援学校を除く。)	障害のある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導とするための「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学生78.5% 中学生75.5% 高校生87.4%	小学生87.5% 中学生84.5% 高校生79.1%	小学生90.4% 中学生89.9% 高校生83.2%					小学生100% 中学生100% 高校生100% (令和5年度)	教委・特別支援教育課	
<b>②基本施策② 安心・安全な子育て環境</b>												
(1)子育てを切れ目なく支える												
4	周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	出産1,000人あたりの周産期の死亡児数	3.2人 [平成29年]	3.3人 [平成30年]	4.3人 [令和元年]	2.7人 [令和2年度]				H29～H34の平均値が 全国平均より低い(R5目 標)	健康寿命推進課	
5	認定こども園等利用定員数											
	3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園の利用定員数	24,444人	23,950人	23,869人					20,149人	子ども・青少年局	
	3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	20,631人	21,291人	22,157人					24,591人	子ども・青少年局	
	3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育、家庭的保育等の利用定員数	13,487人	14,325人	14,945人					16,760人	子ども・青少年局	
6	一時預かり事業の実施											
	一時預かり事業(幼稚園型)提供体制	幼稚園の在園児を対象とする一時預かり事業の延べ利用児童数(確保方策)	182,681人 (利用者数)	258,911人	290,056人					308,277人	子ども・青少年局	
	一時預かり事業(幼稚園型以外)提供体制	在宅で保育される児童を対象とする一時預かり事業の延べ利用児童数(確保方策)	47,019人 (利用者数)	50,277人	36,023人					81,690人	子ども・青少年局	
7	延長保育提供体制	延長保育の延べ利用者数(確保方策)	7,778人 (利用者数)	13,643人	11,694人					13,994人	子ども・青少年局	
8	病児保育提供体制	病児保育の延べ利用者数(確保方策)	16,858人 (利用者数)	14,722人	7,013人					23,590人	子ども・青少年局	
5	利用者支援事業実施か所数											
	基本型	利用者支援事業(基本型)の実施か所数	22か所	26か所	29か所					39か所	子ども・青少年局	
	特定型	利用者支援事業(特定型)の実施か所数	6か所	7か所	7か所					12か所	子ども・青少年局	
	母子保健型	利用者支援事業(母子保健型)の実施か所数	26か所	26か所	28か所					27か所	子ども・青少年局	
10	地域子育て支援拠点事業拠点数	地域子育て支援拠点事業の拠点数	88か所	91か所	87か所					90か所	子ども・青少年局	
11	子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	子育て短期支援事業の延べ利用者数(確保方策)	214人 (利用者数)	262人	391人					698人	子ども・青少年局	

12	子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	子育て短期支援事業の延べ利用者数(確保方策)	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	165人 (利用者数)	212人	87人					235人	子ども・青少年局
13	ファミリー・サポート・センター事業 提供体制	ファミリー・サポート・センターの延べ利用者数(確保方策)	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	17,319人 (利用者数)	17,228人	12,136人					19,506人	子ども・青少年局
14	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用定員数	放課後児童クラブの利用定員数	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	17,041人 (H30.5.1 利用児童数)	19,610人	22,136人					23,678人	子ども・青少年局
15	乳児家庭全戸訪問事業実施率	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	81.9%	80.8%	68.9%					100%	子ども・青少年局
16	養育支援訪問事業訪問数	養育支援訪問の延べ訪問数	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	5,036人	5,289人	4,690人					6,062人	子ども・青少年局
17	妊婦健診提供体制	妊婦健診の延べ受診回数(確保方策)	実施主体である市町が子ども・子育て支援事業計画で設定する数値を目標値とする。	139,799回※ [平成29年度]	132,581回	126,318回					155,703回	健康寿命推進課
18	産前・産後サポート事業の取組市町数	妊娠期からの切れ目ない支援体制の確保のため、産前・産後サポート事業に取り組む市町の数	妊娠期からの切れ目ない支援体制の確保のため、産前・産後サポート事業に取り組む市町の数を目標値とする。	15市町	15市町	15市町					全市町	健康寿命推進課
19	産後ケア事業の取組市町数	妊娠期からの切れ目ない支援体制の確保のため、産後ケア事業に取り組む市町の数	妊娠期からの切れ目ない支援体制の確保のため、産後ケア事業に取り組む市町の数を目標値とする。	15市町	18市町	18市町					全市町	健康寿命推進課
20	認定こども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士等)	認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の従事者数	市町子ども・子育て支援事業計画による教育・保育の確保量から必要従事者数を算出	9,744人	10,108人	10,315人					11,933人	子ども・青少年局
21	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員数100人以下の企業)	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業の数	自主的なワーク・ライフ・バランスの取組推進にあたって、特に中小企業への働きかけが重要であることから、次世代育成支援対策推進法上、一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務となっている従業員数100人以下の企業が同計画の策定・届出を行い、取組を始めたことを示す本指標を目標値とする。	555社	589社	601社					730社	労働雇用政策課
22	男性の育児休業取得率	常用労働者10名以上の県内民営事業所1,000社を対象に県が毎年実施している「労働条件実態調査」の調査項目。	ワークライフバランスを推進するため、男性の育児休業取得率を目標値とする。	4.1%	3.8%	14.5%					6%	労働雇用政策課

基本施策③ 子ども・若者の健やかな育ち

23	遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	子どもが歩いて行ける範囲である小学校区に一つ以上、子ども食堂がある状態を目指す	知事がH31.4.9の記者会見で「遊べる・学べる淡海子ども食堂開設300か所を目指します宣言」を行った。	115か所	130箇所	142箇所					300か所	子ども・青少年局
24	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	社会全体で子育て、子育てを支えるとともに、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりのため、趣旨に賛同する事業所数等	社会全体で子育て、子育てを支えるとともに、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりのため、趣旨に賛同する事業所数等を目標値とする。	1,795店舗	1,979店舗	2,158店舗					2,120店舗→2,400店舗に上方修正	子ども・青少年局
25	しがこども体験学校参加団体数	しがこども体験学校参加団体数	体験活動の機会の増加を図り、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、参加団体数を目標値とする。	155団体	157団体	161団体					200団体	子ども・青少年局

基本施策④ 青少年の健全育成

26	しが若者ミーティング参加者数	しが若者ミーティングに参加する若者の人数	若者の社会参画意識の向上、地域活動等への主体的参画促進に向け、きっかけづくりとなるミーティングへの参加者数の増加を目標値とする。	-	-	中止					300人	子ども・青少年局
27	青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	青少年立ち直り支援センターで支援を中止せず、支援プログラムを終了した青少年の割合	青少年の立ち直り支援を促進するため、支援プログラム終了率を目標値とする。	82.7% (H26~30の平均約75%)	77.4%	62.5%					80.0%	子ども・青少年局
28	滋賀県青年大会参加者数	滋賀県青年大会参加者数	若者の地域における主体的活動を促進するため、滋賀県青年大会の参加者数を目標値とする	375人	390人	中止					500人	子ども・青少年局

29	住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計）	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒児童・生徒の割合の合計	地域活動等への主体的な参画を促進するため、住んでいる地域の行事に参加している児童・生徒の割合を目標値とする。	全国平均(小:62.7%、中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%	全国平均(小:68.0%、中:50.6%)を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全校調査は中止 県独自調査の結果 小学生 73.3% 中学生 52.4% ※ほぼ全ての小中学校 (1、2クラス抽出)で調査を実施					全国平均を上回り、かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%	教委・幼小中教育課	
30	携帯電話等フィルタリング設定率	任意の期間(11月中の10日間)において、青少年が使用する携帯電話等(インターネット接続端末)の契約に対するフィルタリング有効化措置の設定割合 県内の携帯電話等取扱店舗・事業所に対するアンケート調査	インターネットの有害情報等から青少年を保護する趣旨 近年、青少年の使用する携帯電話(主にスマートフォン)等を介して、青少年が犯罪の被害に遭う事案が増加している。また、被害に遭う青少年の約9割がフィルタリングの有効化措置を実施していない状況にある。	52.9%	69.9%	74.2%					65.0%	子ども・青少年局	

基本施策⑤ 社会的養護の推進

31	里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	「子どもの権利」の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていることを伝えることが重要であるため。	37.6%	-	-	(令和3年度に実施予定)			100%	子ども・青少年局
32	里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	子どもたちの児童養護施設等での暮らしの指標として、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合を目標値とする。	-	-	-	(令和3年度に実施予定)			100%	子ども・青少年局
33	養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	市町が行う養育支援訪問事業において、「簡単な家事等の援助」を事業内容に含めている市町数	虐待の未然防止のため、要支援家庭に対する家事支援の実施の状況を目標値とする。	10市町	11市町	11市町				全市町	子ども・青少年局
34	産婦健康診査事業の取組市町数	妊娠期からの切れ目ない支援体制の確保、虐待の早期発見のため、産婦健康診査事業に取り組み市町の数	産後のうつ予防や新生児の虐待予防を図るための産婦健康診査事業に取り組み市町の数	2市	2市	2市				全市町	健康寿命推進課
35	里親等委託率			34.3%	36.5%	34.7%				48.3%	
	3歳未満	里親・ファミリーホームへの委託率(3歳未満)	児童福祉法において、家庭養育優先の原則が明記されたため、里親・ファミリーホームへの委託率を目標値とする。	28.6%	45.5%	14.3%				52.2%	子ども・青少年局
	3歳以上就学前	里親・ファミリーホームへの委託率(3歳以上就学前)	児童福祉法において、家庭養育優先の原則が明記されたため、里親・ファミリーホームへの委託率を目標値とする。	25.0%	22.6%	38.5%				46.2%	子ども・青少年局
	学期以降	里親・ファミリーホームへの委託率(学期以降)	児童福祉法において、家庭養育優先の原則が明記されたため、里親・ファミリーホームへの委託率を目標値とする。	35.7%	37.5%	36.2%				48.2%	子ども・青少年局
36	養育里親の新規登録者数(世帯)	養育里親登録数	社会的養護が必要な子どもの家庭的な養育環境を確保するため、養育里親登録数を目標値とする。	19世帯	25家庭	21世帯				20世帯/年	子ども・青少年局
37	中学校区別の養育里親登録率	中学校区別の養育里親登録率	一時保護された子ども等が在籍校に言い続けることができるよう、各中学校区に少なくとも1家庭の里親登録を目標とする。	68.0%	72.2%	75.3%				100%	子ども・青少年局
38	里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	児童養護施設および里親の元で暮らす中学3年生と高校3年生の子どものうち、進学または就職した子どもの割合	要保護児童の自立支援のため、進学および就職したものの割合を目標値とする。	83.1%	92.2%	81.1%				100%	子ども・青少年局
39	乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	一時保護専用施設数	児童の安心・安全な保護環境を確保するため、一時保護専用施設数を目標値とする。	1箇所	1箇所	1箇所				3箇所	子ども・青少年局
40	小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数(本体施設から地域へ移行する定員数)	本体施設から地域へ移行する定員数	できる限り良好な家庭的環境を確保するため、本体施設から地域へ移行する定員数を目標値とする。	36人(6箇所)	30人(5箇所)	36人(6箇所)				78人(13箇所)	子ども・青少年局
41	市町子ども家庭総合支援拠点設置数	市町子ども家庭総合支援拠点設置数	国の新プランにおいて、令和4年度までに全市町での設置を求めてられており、その達成を目標値とする。	4市	5市	8市				全市町	子ども・青少年局

基本施策⑥ 子どもの貧困対策

42	ひとり親家庭の親の就業率(正社員)	ひとり親家庭の親の正社員の割合	就業による生活基盤の安定のため、ひとり親家庭の親の就業率を目標値とする。	母子:41.3% 父子:67.5%	-	-	-	-	次期調査はR5年度実施予定	母子:44.0% 父子:77.8%	子ども・青少年局
43	スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派遣率	(SSW) ・スクールソーシャルワーカーの支援学校数 (SC) ・スクールカウンセラーの配置・派遣率	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携を図るため、SSWおよびSCの配置・派遣を目標値とする。	【SSW】 SSWが支援した 学校数:184校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:183校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:94.0%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:188校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:93.1%				【SSW】 SSWが支援した 学校数:200校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:100%	教委・幼小中教育課
44	就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合 および 入学時(就学時健康診断の際、入学説明会の際、全新入学児童生徒宛に郵送した場合を含む)に就学援助制度の書類を配付している市町の割合	教育に係る経済的支援を図るため、就学援助制度に関する周知状況を目標値とする。	進級時 94.7% 入学時 94.7%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%				進級時 100% 入学時 100%	教委・幼小中教育課
45	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	本県における生活保護世帯に属する子どもの高等学校への進学率	子どもの就学機会の確保を図るため、高等学校進学率を目標値とする。	92.2% [平成28年度]	94.2% [平成29年度]	98.3% [平成30年度]				99.2%	健康福祉政策課
46	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	本県における生活保護世帯に属する子どもの高等学校の中退率	高等学校等における就学継続のための支援を図るため、子どもの高等学校等中退率を目標値とする。	6.3% [平成28年度]	1.3% [平成29年度]	3.6% [平成30年度]				1.10%	健康福祉政策課

基本施策⑦ ひとり親家庭への支援												
47	母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数(累計)	当センターの取組による5年間の累計就業者数(人)	ひとり親家庭の自立を目指した就業を促進するため、就業者数を目標値とする。	130人	135人	279人					750人 (R2年度～6年度累計)	子ども・青少年局
48	ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	・ひとり親家庭の子どもで、高等学校を卒業した者のうち、進学した者の割合	ひとり親家庭の子どもの就学機会の確保のため、大学等への進学率を目標値とする。	61.4%	-	-	-	-	次期調査はR5年度実施予定		71.4%	子ども・青少年局
49	養育費を受け取っている母子家庭の割合	養育費の取り決めをしており、かつ現在も養育費を受給している者の割合	母子家庭の経済的安定のため、養育費を取決め、養育費を受け取る割合を目標値とする。	33.3%	-	-	-	-	次期調査はR5年度実施予定		50.0%	子ども・青少年局
50	母子家庭の暮らし向きに対する意識:(たいへん)苦しいの割合	県の調査において、母子家庭の暮らし向きに対する意識として、「(たいへん)苦しいの割合」と回答した方の割合	県の調査において、母子家庭の暮らし向きに対する意識として、「(たいへん)苦しいの割合」と回答した方の割合を目標値とする。	65.2%	-	-	-	-	次期調査はR5年度実施予定		国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の計(R5年) 参考:H30年 62.1%	子ども・青少年局